

主要国の消費者物価指数の概要

2010年12月現在

	日本	アメリカ	イギリス ^{注3}	ドイツ	フランス	イタリア	カナダ	中国	韓国
作成機関	総務省統計局	労働統計局	国家統計局	連邦統計局	国立統計経済研究所	国家統計局	統計局	国家統計局	統計庁
対象範囲	・単身世帯を除く全国の全世帯 ^{注1} (全人口の約88%をカバー)	・都市の全消費者(全人口の約87%をカバー)	・全国の全世帯 ^{注4} (収入の3/4以上が年金の世帯及び高額収入世帯を除く。)	・全国の全世帯	・全国の全世帯	・全国の全世帯	・全国の全世帯 (先住民居留地内の世帯を除く。)	・全国の全世帯	・都市の消費者世帯 (農林漁家世帯を除く。)
指数算式	・ラスパイレス	・ラスパイレス	・ラスパイレス (連鎖基準方式)	・ラスパイレス	・ラスパイレス (連鎖基準方式)	・ラスパイレス (連鎖基準方式)	・ラスパイレス	・ラスパイレス (連鎖基準方式)	・ラスパイレス
指数の基準時	・2005年=100	・1982～84年=100	・1987年1月=100	・2005年=100	・1998年=100	・1995年=100	・2002年=100	・2000年=100	・2005年=100
ウエイトの算定	・2005年の1年間の家計調査 (生鮮食品の品目別ウエイトは'04, '05年の月別購入数量を用いた月別ウエイト)	・2005～06年の2年間の消費者支出調査(CES)の平均 ・2年ごとに改定	・前々年の第3四半期から前年の第2四半期までの1年間の家計支出調査 ・毎年改定	・2005年の家計支出調査 ・5年ごとに改定	・前々年の国民所得統計 ・毎年改定	・家計調査等を基に改定された前々年の国民経済計算 ・毎年改定	・2005年の家計支出調査 ・4年ごとに改定	・5年ごとに実施される家計支出調査	・2005年の1年間の家計調査 ・5年ごとに改定
指数品目数	・585品目 ^{注2}	・305品目	・約700品目	・約700品目	・305品目	・約530品目	・約600品目	・約600品目	・489品目
価格調査	・全国167市町村の約27,000店舗で毎月調査 (生鮮商品のうち日々の価格変動の大きいものは月3回調査)	・87地域の約25,500店舗で毎月調査 (一部の品目については隔月ごとに調査)	・約150地域の約20,000の店舗とインターネットで毎月調査 (一部の品目については価格取得可能な期間に調査)	・188地方自治体の約30,000店舗で毎月調査	・106都市の27,000店舗で毎月調査 (生鮮商品は隔週ごとに調査)	・86都市の41,000店舗で毎月調査 (一部の品目については隔週ごとに調査)	・76地域の約7,000店舗で毎月調査 (一部の品目については年に数回調査)	・500地域の約50,000店舗で毎月調査 (生鮮食品は月3～5回,工業製品は月1～3回調査)	・38都市の22,000店舗で毎月調査 (農水畜産物は月3回調査,授業料は四半期ごとに調査)
持家の住宅費用の取扱	・1970年から帰属家賃を含む指数を算出。1985年基準からは「持家の帰属家賃を含む総合指数」を主系列の総合指数に変更。 なお、毎月の帰属家賃の価格の動きは民間借家の家賃を代用	・帰属家賃を算出	・コスト方式(住宅ローン金利及び減価償却費)により算出	・帰属家賃を算出	・対象外。ただし、帰属家賃を含む指数を別途算出	・対象外	・コスト方式(修繕維持費,固定資産税,保険料,住宅ローン金利,取替費用など)により算出	・コスト方式(住宅の原材料費,民営及び公営家賃,ローン金利並びに電気・燃料・水道代)により算出	・対象外。ただし、帰属家賃を含む指数を別途算出

資料：各国の概要は主に各国の作成機関ホームページ、IMFのDissemination Standards Bulletin Board (<http://dsbb.imf.org/Pages/SDDS/CountryList.aspx>)及びOECDのMAIN ECONOMIC INDICATORS (<http://stats.oecd.org/mei/default.asp?lang=e&subject=8>)による。

注1：参考系列として単身世帯を含めた総世帯指数も公表

注2：中間年見直しにより「テレビ(ブラウン管)」を「テレビ(薄型)」に、「オーディオ記録媒体」を「録画用DVD」に整理統合、「ビール風アルコール飲料」、「電気洗濯機(洗濯乾燥機)」、「家庭用ゲーム機(携帯型)」の3品目を追加したため、平成20年1月分結果から585品目となっている。

注3：イギリスは小売物価指数(Retail Prices Index)を対象としている。なお、イギリスにはRPIとCPIの2種類のインフレ測定手段があり、CPIの対象範囲は年金世帯や高額収入世帯を含んでいる。

注4：高額収入世帯とは、全世帯を収入の多い順番に並べた場合の上位4%の世帯